

Q 17 病気や不登校などが原因で義務教育を受けられなかった場合、高校を受験することはできないのでしょうか？

A 中学校卒業程度認定試験（中卒認定試験）に合格すれば、高校を受験することができます。

我が国においては、小・中学校の段階は、義務教育です。憲法は、「すべて国民は、能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めています。国民の一人一人が、個人として、知・徳・体のバランスのとれた成長を遂げ、社会生活を営む基盤を身に付けること、また、国家・社会の一員として必要な資質・能力を身に付けることは、いつの時代にも必要なことです。このため、保護者には、その子どもを小・中学校等に就学させる義務があるのです。

しかし、病気などのやむを得ない事情がある場合には、就学義務の猶予又は免除を受けることができます。また、就学義務の猶予又は免除を受けていない場合でも、やむを得ない事情により登校していないということもあります。

このような事情で中学校を卒業できない人のために、中卒認定試験の制度が設けられており、これに合格すれば、中学校を卒業していなくても、高校の受験資格が与えられます。

中卒認定試験は、毎年11月に行われています。試験科目は、国語、社会、数学、理科、外国語の5科目です。上に述べたようなやむを得ない事情がある場合、翌年の3月末までに満15歳以上になる人は、中卒認定試験を受験できますので、これに合格すれば、同級生に遅れることなく、高校に進学する道が開かれています。なお、平成11年度からは、日本の国籍を有しない人などにも中卒認定試験の受験資格が拡大されています。

中卒認定試験の受験資格

中卒認定試験は、次の人が受験できます。

病気などのやむを得ない事情により就学義務を猶予又は免除された人で、翌年の3月末までに満15歳以上になる人

やむを得ない事情により中学校等に登校することができない人で、翌年の3月末までに満15歳になる人

翌年の3月末までに満16歳以上になる人

日本の国籍を有しない人で、翌年の3月末までに満15歳以上になる人

注) の場合には、市町村教育委員会が交付したやむを得ない事情がある旨の証明が必要となります。